

博士論文の要旨及び審査結果の要旨

氏名 KIM Kyoungduk (金 炅徳)
学位 博士 (法学)
学位記番号 新大博 (法) 第3号
学位授与の日付 令和4年9月20日
学位授与の要件 学位規則第3条第4項該当
博士論文名 公的住宅に関する法制度の日韓比較研究

論文審査委員 主査 教授 今本 啓介
副査 教授 馬場 健
副査 教授 渡辺 豊
副査 准教授 宮森 征司
副査 立命館大学 教授 田中 良弘

博士論文の要旨

本論文は、日韓両国の公的住宅に関する法制度について整理分析を行い、「健康で文化的な最低限度の生活」の保障の観点から、公的住宅に関する法制度のあり方について論じるものである。日本では、住宅の確保は基本的に民間市場でなされてきて、住宅の確保において行政的関与が行われる場合であっても、民間市場を前提に住宅の適正な取引を確保するための取引規制が主たる行政的関与の手段となってきたが、1951年に公営住宅法が制定され、低所得者に対して行政が自ら公的住宅を整備し提供するという行政的関与の類型が登場した。しかし、特に近年においては、地域的偏在や少子高齢化、子育て世帯に対する対応などの問題が生じている。これに対して、韓国では、当初は生活保護受給者等に対する公的住宅である「永久賃貸住宅」が提供されたが、その後政権が交代するごとに公的住宅に関する根拠法が変更されてきた。こうした政策については、社会の変化に柔軟に対応してきたとの見方も可能であるが、現実問題として住宅不足は解消されず、現在においても、特に低所得者の住宅問題が重要となっている。しかしながら、日韓の行政法学においては、従来、公的住宅については公物法の一類型として検討するにとどまり、公的住宅の低所得者の権利保護という側面に着目した分析は十分に行われることがなく、また、公的住宅の、人が生活を営むにあたって必要不可欠な物的基盤としての性質に着目した分析は行われてこなかった。そのため、本論文では、公的住宅制度の目的が低所得者の住宅の確保にあることに鑑み、低所得者の権利保護に留意しつつ、公的住宅に関する法制度のあり方について検討している。

本論文は、以下のとおり構成されている。

第1章「住宅行政と公的住宅」では、まず、住宅市場に対する行政的関与の類型を概観し、そ

の中における公的住宅制度，すなわち行政が自ら住宅を整備し提供するという関与類型がいかなる位置づけを有しているかについて分析する。次に，公的住宅に関する法制度について，日本及び韓国における現行憲法下における沿革を踏まえつつ，各年代における住宅に関する行政的関与の必要性の変化に着目して分析し，公的住宅に関する法制度のあり方の検討への示唆を得る。そして，日本と韓国において供給されている公的住宅について，類型ごとに制度趣旨や法的仕組みを確認する。

第2章「公的賃貸住宅制度の概要と分析」では，公的住宅の中核を担う公的賃貸住宅に焦点を当て，日本と韓国における公的賃貸住宅に関する法的仕組み（日本における公営住宅法，韓国における公共住宅特別法）について分析する。特に，提供方法の1つである借上げについては，借上期間満了に伴う明渡請求において問題が生じていることを確認している。

第3章「公的賃貸住宅の入居・退去に関わる法的仕組みの分析」では，公的賃貸住宅に関する法的問題のうち，国民の健康で文化的な生活の保障という憲法上の要請の観点から，日本及び韓国における公的賃貸住宅の入退去に関する理論的課題について考察している。まず，入居段階における公募原則，選定原則，入居資格を中心に，それらの規範的正当性について検討し，次に，入居資格と連動する退去段階における諸原則について検討する。最後に，入退去に関する日本及び韓国の裁判例を挙げ，特に重要なものについて分析・検討を行う。

第4章「公的住宅をめぐる近時の動きの分析」では，特に日本の公的住宅の有効活用について，低所得者への住宅の確保という本来の公的住宅の目的から逸脱していないかについて考察する。

以上の考察（検討）に基づき終章において，本論文は，公的住宅の提供は健康で文化的な生活の保障という憲法上の要請を実現するために行われる必要があること，そのために，国と地方公共団体の役割分担は，住宅困窮低額所得者の生存権保障という憲法上の要請の下で行われる必要があること，特に公的住宅の退去は民事上の契約により行われているが，公的住宅の退去についても生存権に立脚した行政上の法律関係として理解し，民事法規は一定の局面で適用されるにすぎないことから，本論文を契機に非権力行政領域における行政法理の探求が必要であると結論づけている。

審査結果の要旨

本論文は，公的住宅制度についての日韓比較を通じて，公的住宅制度のあり方について，従来の行政法の公物法によるアプローチを批判しつつ，新たなアプローチとして生存権に立脚した観点から論じた点で注目されるべきものである。公的住宅制度についての日韓比較については，行政学や公共政策学，住宅政策論の観点から書かれた論文が既にいくつか公刊されているが，行政法学からアプローチした論文は少なく，また日韓比較を行政法学の観点から行った論文は管見の限り本論文が初めてであると思われることから，独自性が認められ，高く評価されると思われる。特に，第2章において，日本における地方分権改革で行われた義務付け・枠付けの見直しは公的住宅の分野でも行われたことに着目し，法律と条例の関係が公的住宅の分野でどのようにあるべきかを，生存権に立脚した観点から提示したこと，第3章において，入居が行政処分によっ

て行われていることに対して、退去が契約により行われていることに着目し、退去が民事法により規律されていることの問題を、行政法の観点から理論的に明らかにしたこと、また、第3章において、公的住宅の入退去をめぐる日本・韓国の裁判例を網羅的に調査し、これまでに十分に取上げられてこなかった裁判例も含めて分析を行ったことについては、これまで行政法の観点からの分析が必ずしも十分ではなかった点に関する研究を、日韓比較を通じて深化させた点で、高く評価できると思われる。

ただ、なぜ低所得者に対する住宅供給が公的住宅による必要があるかについては十分な説明がされていなかったほか、従来の公物法による解釈と氏の生存権に立脚した解釈との間でどの程度の違いがあるかについては、必ずしも明確にされていなかった点で、不十分な点がみられる。また、判例の分析についても、必ずしも体系だったものとはなっておらず、さらに体系的に分析する必要があったと思われる。しかしながら、公的住宅をめぐる法律関係を、従来の捉え方とは違った新たな生存権に立脚した視点から再構成した点や、これまで網羅的に判例分析がされていなかった公的住宅に関する分野において、体系的な判例分析を試み、公的住宅の入退去に関わる法的仕組みにおける問題点を詳らかにしたことは評価でき、前述のような必ずしも十分でない点があったとしても、本論文の学術的価値を損なうものではない。

加えて、本論文は、従来行政学や公共政策の分野から行われることの多かった公的住宅の研究を、行政法学の視点から行ったことに意義があり、法学の論文として十分な価値を有すると考えられる。

以上の審査結果から、本論文審査委員会は、全会一致で、本論文が博士論文としての水準に達しており、博士（法学）の学位を授与するに値するものと判断した。